

○江戸川区総合体育館及び江戸川区スポーツセンター申込運用要綱

令和5年4月1日要綱第63号

江戸川区総合体育館及び江戸川区スポーツセンター申込運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、江戸川区総合体育館条例施行規則（昭和56年3月江戸川区規則第19号）別表第2及び江戸川区スポーツセンター条例施行規則（昭和56年10月江戸川区規則第45号）別表第2に基づく貸切利用の手続について定めるものとする。

(利用団体登録)

第2条 江戸川区総合体育館条例施行規則別表第2の備考第1号若しくは第2号又は江戸川区スポーツセンター条例施行規則別表第2の備考第1号若しくは第2号に規定する団体は、江戸川区総合体育館又は江戸川区スポーツセンター（以下「施設」という。）に利用団体の登録（以下「登録」という。）をするものとする。

(利用団体登録の申請)

第3条 前条に規定する登録の申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、登録申請書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入した上で、施設の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項の規定により江戸川区長が指定する者をいう。以下同じ。）に提出するものとする。この場合において、申請者は、利用団体の構成員の氏名及び住所、勤務地又は学校の所在地が記載されている書類を施設に提出するものとする。

2 前項の書類は、次に掲げるいずれかの書類とする。

- (1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）
- (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府、総務省令第3号）第1条第1号又は第2条第3項第1号に規定する書類
- (3) 江戸川区個人番号利用事務における本人確認の書類等を定める要綱（平成29年4月施行）別表第1又は別表第2に規定する書類

(登録の承認)

第4条 指定管理者は、前条に規定する申請があった場合において、申請書等の内容について審査し、登録を承認したときは、利用団体番号を記載した利用登録書を交付するものとする。

(利用登録書の有効期間)

第5条 前条に規定する利用登録書の有効期間は、指定管理者が当該登録を承認した日からその日

の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、登録を承認した日の属する月が1月から3月までの者は、当該承認した日からその日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

- 2 前条に規定する登録の承認を受けた者は、前項に規定する利用登録書の失効する日の属する年の1月5日から、登録の更新をすることができる。

(利用団体登録の内容変更)

第6条 登録の承認を受けた者が、第4条の規定により承認された登録の内容に変更があったときは、指定管理者に届け出なければならない。

- 2 第3条第1項の規定は、登録の内容に変更があった場合に準用する。

(登録の取消し等)

第7条 指定管理者は、登録について次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は登録の停止をすることができる。

- (1) 第1条に規定する規則及びこの要綱その他の規程に違反したとき。
- (2) 指定管理者が承認した登録の内容に偽りがあったとき。
- (3) 利用の取消しを繰り返し行ったとき又は取消手続を行わないことが繰り返されるとき。
- (4) 登録の要件を欠くに至ったとき。
- (5) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。

(様式)

第8条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用団体登録その他貸切利用のための必要な準備は、施行日前においても行うことができる。